○農林水産省告示第二千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町小竹字上家ノ上一一二八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　保安林の所在場所　北海道中川郡美深町字恩根内五〇六の一・字報徳四五二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字紋穂内二二〇の一

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字恩根内五〇六の一・字報徳四五二の一・字紋穂内二二〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県北村山郡大石田町大字大浦字猪山六一五（次の図に示す部分に限る。）、一三四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪山六一五、一三四一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡朝日町大字宮宿字大中峯二三一の一、一七三五の一三四、一七三五の一三九、一七三五の一四二、一七三五の一四三、字小中峯一七三五の一四五、大字新宿字烏泊り六五の三、九四の一、字タテ七五三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町留浦字小指一〇四四の四、一〇四六の一から一〇四六の三まで、一〇四七、一〇四九のロ、一〇四九の三、一〇五二の四、一〇五三の四、一〇五五の二、川野字大畑四九二、四九五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県越前市入谷町一一三字尾寺一、二の一、三から五まで、六の一、六の二、七から九まで、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三、一四の一、一四の二、一五、一六、一七の一から一七の三まで、一一五字合間谷一二の一、一三の一、一四の一、一五、一六、一八の一、二〇の一、二一、二二、二三の一、二四の一、二五から二八まで、三七の一、三七の二、三八、三九の一、三九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備